

○寒川町企業等の立地促進に関する条例施行規則

平成18年3月24日

規則第10号

改正 平成22年12月16日規則第24号

平成27年12月21日規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、寒川町企業等の立地促進に関する条例(平成18年寒川町条例第15号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(常時雇用する従業員)

第3条 条例第2条第10号に規定する規則で定める者は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 雇用時に雇用保険法第4条第3項に規定する失業をしていた者にあつては、当該失業の期間が雇用の日において3月以下の者
- (2) 雇用の日前1年間に於いて当該企業等に雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者として雇用されていたことがある者

(平27規則35・一部改正)

(奨励措置適用申請書)

第4条 条例第6条の規定による奨励措置の適用の申請は、奨励措置(固定資産税等の不均一課税)適用申請書(第1号様式)又は奨励措置(雇用奨励金)適用申請書(第2号様式。以下「奨励措置適用申請書」と総称する。)により行うものとする。

2 奨励措置適用申請書は、条例第4条に規定する奨励措置(以下「不均一課税」という。)の適用の申請に係るものにあつては立地の日以後2月以内に、条例第5条に規定する奨励措置(以下「雇用奨励金の交付」という。)の適用の申請に係るものにあつては立地の日から起

算して1年2月を経過した日以後1月以内に町長に提出しなければならない。

(平27規則35・一部改正)

(奨励措置適用申請書の添付書類)

第5条 奨励措置適用申請書に添付すべき書類は、次に掲げるものとする。ただし、町長が添付を要しないと認めるものについては、この限りでない。

- (1) 土地、建物又は設備の販売又は賃貸借の契約書の写し
- (2) 投下資本額を証する書類
- (3) 事業内容及び事業計画を記載した書類
- (4) 国税、都道府県税及び市町村税の納付を証明する書類
- (5) 企業等が法人の場合にあつては法人の登記事項証明書、企業等が個人の場合にあつては住民票の写し
- (6) 不均一課税の申請の場合にあつては、固定資産一覧表並びに土地及び家屋の登記事項証明書
- (7) 雇用奨励金の交付の申請の場合にあつては、新規雇用従業員名簿、当該従業員を1年以上継続して雇用していることを証する書類並びに当該従業員が雇用の日の1年前から申請の日まで継続して町内に住所を有していることを証する住民票等の書類
- (8) その他町長が必要と認める書類

(奨励措置の適用の決定等の通知)

第6条 条例第7条第1項の規定による通知は、奨励措置(固定資産税等の不均一課税)適用(不適用)決定通知書(第3号様式)又は奨励措置(雇用奨励金)交付(不交付)決定通知書(第4号様式)により行うものとする。

(平27規則35・一部改正)

(変更等の届出)

第7条 条例第8条第1号の事由による変更の届出は、奨励措置申請内容等変更届(第5号様式)により行うものとする。

- 2 条例第8条第2号の事由による事業の廃止又は休止の届出は、事業廃止(休止)届(第6号様式)により行うものとする。
- 3 前2項の届出は、当該届出の原因が生じた日から起算して30日以内に町長に提出しなければならない。
- 4 第1項に規定する奨励措置申請内容等変更届に添付する書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 変更の事実及び期日を証する書類
 - (2) その他町長が必要と認める書類
(奨励措置の適用の決定の取消し等の通知)

第8条 町長は、条例第9条第1項の規定により奨励措置の適用の決定を取り消し、又は奨励措置の適用を停止したときは、奨励措置取消・停止決定通知書(第7号様式)により行うものとする。

(奨励措置適用承継承認申請書等)

第9条 条例第10条の規定による承継の承認の申請は、奨励措置適用承継承認申請書(第8号様式)により行うものとする。

- 2 前項に規定する奨励措置適用承継承認申請書は、承継した日から起算して30日以内に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。
 - (1) 承継の事実及び期日を証する書類
 - (2) 承継する企業等の事業内容及び事業計画を記載した書類
 - (3) 承継する企業等が法人の場合にあつては法人の登記事項証明書、承継する企業等が個人の場合にあつては住民票の写し
 - (4) その他町長が必要と認める書類
(承継の承認等の決定等の通知)

第10条 町長は、奨励措置適用承継承認申請書の提出があつたときは、承認又は不承認の決定をし、奨励措置承継承認(不承認)決定通知書(第9号様式)により行うものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に行われた立地については、この規則は、同日後も、なおその効力を有する。

(平22規則24・平27規則35・一部改正)

附 則(平成22年12月16日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月21日規則第35号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の寒川町企業等の立地促進に関する条例施行規則の規定(附則第2項を除く。)は、平成28年4月1日以後に立地を行つた企業等に対する奨励措置から適用し、同日前に立地を行つた企業等に対する奨励措置については、なお従前の例による。

第1号様式（第4条関係）

奨励措置（固定資産税等の不均一課税）適用申請書 年 月 日 （宛先）寒川町長 申請者（納税義務者） 住所（所在地） 氏名（名称） 代表者氏名 印 電話番号				
寒川町企業等の立地促進に関する条例第6条の規定により奨励措置（固定資産税等の不均一課税）の適用を受けたいので、次のとおり申請します。				
対象事業所	所在地			
	名称			
立地年月日	年 月 日 （新設・増設）			
事業の種類 及び内容	事業の種類（日本標準産業分類による）			
	事業内容			
不均一課税 の適用を受 ける年度	年度 ～ 年度			
投下資本額（注）	円			
奨励措置の適用を受けようとする資産				
土 地	取得した日	年 月 日		
	所在地	地積	取得価格（内補助金額）	
		㎡	（ 円 円）	
家 屋	取得した日	年 月 日		
	所在地	用途	構造	延床面積 取得価格（内補助金額）
				㎡ 円 （ 円）
償 却 資 産	取得した日	年 月 日		
	設置場所	名称	数量	取得価格（内補助金額）
				（ 円 円）
備考				

（注）：投下資本額は、取得金額から国等の補助金の額を除いた土地、家屋及び償却資産の合計額

第2号様式（第4条関係）

<p>奨励措置（雇用奨励金）適用申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（あて先）寒川町長</p> <p style="text-align: center;">（申請者）住所(所在地) 氏名(名称) 代表者氏名 電話番号</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>寒川町企業等の立地促進に関する条例第6条の規定により奨励措置（雇用奨励金）の適用を受けたいので、次のとおり申請します。</p>	
事業所の名称	
事業所の所在地	
立地年月日	年 月 日
投下資本額	円
事業所の産業分類及び業務内容	産業分類 業務内容
対象となる新規従業員数	人
交付申請額	円 (従業員1人 30万円× 人) (障害者加算 10万円× 人)
備考	

第3号様式（第6条関係）

奨励措置（固定資産税等の不均一課税）適用（不適用）決定通知書 年 月 日 様 寒川町長 印 年 月 日付けで申請のありました奨励措置（固定資産税等の不均一課税）の適用については、次のとおり決定いたしましたので、寒川町企業等の立地促進に関する条例第7条の規定により通知します。				
決定区分	<input type="checkbox"/> 適用します <input type="checkbox"/> 適用しません			
奨励措置の内容	年度から 年度までの固定資産税の税率を100分の0.7及び都市計画税の税率を100分の0.1とする。			
奨励措置を適用する資産				
土地	所在地		面積	
			m ²	
家屋	所在地	用途	構造	面積
				m ²
償却資産	設置場所	名称		数量
適用の条件等				
適用しない理由				

（注）この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、寒川町長に対して異議申立てをすることができます。また、この決定を受けたことを知った日（異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町（寒川町長）を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

第5号様式（第7条関係）

奨励措置申請内容等変更届 年 月 日 (あて先) 寒川町長 (申請者) 住所(所在地) 氏名(名称) 代表者氏名 電話番号 印 年 月 日付で申請の内容について変更がありましたので寒川町 企業等の立地促進に関する条例第8条の規定により、次のとおり届け出ます。	
事業所の名称	
事業所の所在地	
変更事項	
変更理由	
変更年月日	年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 変更の事実及び期日を証する書類 <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認めた書類
備考	

第6号様式（第7条関係）

<p>事業廃止（休止）届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（あて先）寒川町長</p> <p style="text-align: center;">（申請者）住所(所在地) 氏名(名称) 代表者氏名 電話番号</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>事業を廃止(休止)したいので寒川町企業等の立地促進に関する条例第8条の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	
区 分	<input type="checkbox"/> 廃 止 <input type="checkbox"/> 休 止
<p>廃止（休止）する事業所の所在地及び名称</p>	<p>住所(所在地)</p> <p>氏名(名称)</p>
<p>廃止（休止）年月日</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日</p>
<p>廃止（休止）の理由</p>	
<p>備 考</p>	

第7号様式（第8条関係）

<p>奨励措置取消・停止決定通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">寒川町長 印</p> <p>年 月 日付で通知した奨励措置適用の決定については、次のとおり取消・停止したので通知します。</p>	
取消・停止した事業所の名称及び所在地	<p>住所(所在地)</p> <p>氏名(名称)</p>
取消・停止の理由	
取消・停止となった奨励措置	

(注) この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、寒川町長に対して異議申立てをすることができます。また、この決定を受けたことを知った日（異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町（寒川町長）を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

第8号様式（第9条関係）

奨励措置適用承継承認申請書 年 月 日 （あて先）寒川町長 （申請者）住所(所在地) 氏名(名称) 代表者氏名 電話番号 印 寒川町企業等の立地促進に関する条例第10条の規定により奨励措置の適用に係る承継について承認を受けたいので、申請します。	
被 承 継 者	住所(所在地) 氏名(名称) 代表者氏名 電話番号
承継した事業所の所在地及び名称	
事業を承継した理由	
承継年月日	年 月 日
承継した事業及び資産の内容	
承継しようとする奨励措置	
備 考	

第9号様式（第10条関係）

奨励措置承継承認（不承認）決定通知書 年 月 日 様 寒川町長 印 年 月 日付けで申請あった奨励措置の承継については、次のとおり承認したので通知します。	
決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 承認します <input type="checkbox"/> 承認しません
承認した事業所の所在地及び名称	住所(所在地) 氏名(名称)
承認した奨励措置	
承認した奨励措置の対象資産	
承認しない理由	
備 考	

（注）この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、寒川町長に対して異議申立てをすることができます。また、この決定を受けたことを知った日（異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町（寒川町長）を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

第1号様式(第4条関係)

(平27規則35・全改)

第2号様式(第4条関係)

第3号様式(第6条関係)

(平27規則35・全改)

第4号様式(第6条関係)

第5号様式(第7条関係)

第6号様式(第7条関係)

第7号様式(第8条関係)

第8号様式(第9条関係)

第9号様式(第10条関係)